

令和 4 年 1 月 20 日

各保育・教育施設設置者 様  
施設長・園長 様

横浜市こども青少年局子育て支援課長

**まん延防止等重点措置期間（令和 4 年 1 月 21 日から 2 月 13 日まで）における  
保育所等の対応について（依頼）**

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

また、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、園児及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、保育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

令和 4 年 1 月 21 日から 2 月 13 日までの間、政府が神奈川県に対し、「まん延防止等重点措置」を適用することを決定し、また、神奈川県は、本市を含む県内全市町村をその区域に指定しました。

**保育所等(※1)の対応については、感染防止対策を徹底しつつ、本市においては、引き続き、原則開所をお願いすることとします。**

一方、オミクロン株をはじめとした新型コロナウイルス感染症は、横浜市内でも急速な感染の拡大が見受けられます。市内の保育所等における新型コロナウイルスの感染による休園数も急増傾向にあり、12月は6園でしたが、1月は115園（1月19日現在）となっています。

これまで以上の感染防止対策が必要な状況であることを踏まえ、**ご家庭での保育が可能な場合に保育所等をお休みしていただくよう保護者に改めて通知するとともに、令和 4 年 1 月 21 日から 2 月 13 日までの間、登園しなかった日数に応じて、利用料（保育料）を減額し、還付する対応といたします。**

このことに伴い、**各園の保育の提供及び期間中の利用料の取扱い等について、次のとおりとしますので、お手数をおかけしますが、適切にご対応くださいますようお願いいたします。**

※1 認可保育所、地域型保育事業、横浜保育室（0～2歳児クラス）、年度限定保育事業

次ページあり

## 1 保護者の保育所等利用について

### (1) 保育所等の皆様へのお願い

#### <保護者が在宅勤務、テレワーク及び育児休業中の保育所等の利用について>

保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、保育を必要とする場合があることから、お申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただきますようお願いいたします。

市としても、保護者へのお知らせにおいて、必要な範囲での利用とするようお願いいたしますので、各園におかれましては、在宅勤務等であることのみを理由に、保護者へ登園を控えるよう求めることのないようご理解・ご協力をお願いいたします。

※年度限定保育事業・一時保育事業・休日一時保育事業についても同様としてください。

※虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭について、当該保護者が登園を控え、子どもの様子が園で確認できないなど、心配な状況がある場合は、区こども家庭支援課や児童相談所に連絡してください。

### (2) 保護者への保育所等の利用にあたってのお願い

在宅勤務・テレワークの日については通勤に要していた時間帯の利用を控える、仕事がお休みの日などには保育所等もお休みいただくなど、保護者の皆様には、市から必要な範囲で保育所等の利用をお願いすることとします。

保育所等におかれましては、お手数をおかけして申し訳ありませんが、保護者の皆様に、別添の周知文「まん延防止等重点措置期間（令和4年1月21日から2月13日まで）における保育所等の対応について（依頼）」の配付をお願いいたします。

## 2 利用料（保育料）について【0～2歳児】（横浜保育室・年度限定保育事業除く（※2））

令和4年1月21日から2月13日までの間、ご家庭での保育にご協力いただいた場合、登園しなかった日数に応じて利用料を減額いたします（期間中、お子様がお休みした場合、その事由を問わず日割りの対象となります）。

各施設におかれましては期間中の利用者の登園状況の記録をお願いいたします。登園状況については、後日調査を行います。

なお、1月、2月分の利用料については、一旦通常どおり徴収を行い、日割り金額が確定した後に還付してください（認可保育所等については、本市が徴収、及び還付を行います。）。還付時期等については現在調整中ですが、非常に多くの児童が対象となるため、処理にお時間をいただく見込みです。あらかじめご了承ください（詳細は別途通知）。

※2 横浜保育室・年度限定保育事業の日割り計算や還付方法については別途通知いたします。

### 【還付までの流れ（予定）】

- 1 利用料の徴収【各施設（認可保育所等は横浜市）】※通常通り全額を徴収
- 2 児童の登園状況を記録【各施設】
- 3 登園状況についての調査に回答【施設→横浜市】、不足不備等の確認【横浜市→施設】
- 4 利用料変更通知書等の送付【横浜市→保護者】、契約児童情報変更票の送付【横浜市→施設】※日割り金額が確定
- 5 4で確定した日割り金額に基づき還付【施設（認可保育所等は横浜市）→保護者】

### 3 延長保育について

事前に延長保育料等を徴収している場合は、各園において登園しなかった期間の延長保育料等を返還していただきますようお願いいたします。

なお、延長保育事業にかかる助成費は通常どおり支給いたします。

### 4 給食について

#### (1) 給食の実施

期間中についても原則通常通り給食を提供していただくよう、お願いします。

ただし、出勤できない職員が多く出る等園での体制確保の状況などから、安全に給食を提供することが困難である場合は、園の判断により、仕出し弁当等の提供や、保護者の了解を得たうえで、昼食の持参をお願いすることも可能とします。

なお、その場合でも、おやつや延長保育の食事提供については、市販品を利用するなど、各園で対応をお願いします。

また、食事中については「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」（9頁）を参考に、十分な感染症対策を行ってください。

#### (2) 給食の提供を行わなかった場合の給食費の取扱い

園が実費徴収を行っている3歳から5歳児クラスについては、すでに発注した食材を含め実際にかかった費用が、保護者から徴収した金額と比較し大きく下回る場合は、保護者へ説明し理解を得た上で、差額の返還や他の実費への充当等を行ってください。その際は、保護者に書面等で説明してください。

例) ・差額を保護者へ返還する

・保護者に説明のうえ、再開後の食材の充実に充てる（デザート等）

・保護者に説明のうえ、その他食材費以外の実費徴収に充当する 等

### 5 給付費・委託費等及び職員の給与について

園児の登園や職員の配置状況に関わらず、給付費・委託費等の支給は通常通り行います。

職員（常勤・非常勤を問わず）の給与に関しても、通常時と同様にお支払ください。

※横浜保育室・年度限定保育事業の助成金についても同様の取扱いとしてください。

### 6 一時保育事業・休日一時保育事業について

通常保育と同様に、感染防止対策を十分に講じたうえで、通常通り実施をお願いします。

なお、リフレッシュ利用についても、保護者の育児負担を軽減する観点から、一律に利用を制限することがないよう、ご配慮くださいますようお願いいたします。

### 7 行事等について

「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」（9頁）を参考にし、実施する場合には十分な感染症対策を行い、対策が困難である場合には、縮小開催や中止も含めて検討をお願いします。

なお、行事の開催が難しい場合でも、写真や動画などを活用して、園児の様子を保護者と共有するなどの工夫もお願いします。

### 8 研修について

各研修の詳細については「保育・教育の質向上NEWS」でお知らせいたしますので、ご確認の上お申し込みください。なお、継続中の研修については個別に連絡します。

## 9 地域子育て支援事業について

別途通知します。

## 10 市からの情報提供について 【「横浜市 保育・教育 コロナ」で検索してください】

本市からのお知らせ等の情報はメール等でもご連絡しますが、一部を除きホームページにも順次掲載いたします。確実にご対応いただくためにも、市のホームページも随時ご確認くださいませようお願いします。

## 11 基本的な感染症対策

新型コロナウイルス感染症についての基本的な対応等については、令和2年8月に各施設に配付した「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」（横浜市子ども青少年局）を確認していただくようお願いします。

また、職員の健康管理や保護者への注意喚起については、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る対応の徹底について（依頼）」（令和2年12月4日 こ保運第3491号）の周知徹底をお願いいたします。

なお、人員基準の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（再周知）」（令和4年1月20日 こ保運第1629号）のとおりとしますので、改めてご確認をお願いします。

## 12 陽性者が発生した場合の濃厚接触者の待機期間と抗原検査キットの配付について

オミクロン株については濃厚接触者の待機期間が10日に変更となり、エッセンシャルワーカーは10日を待たずに検査が陰性であった場合、待機期間を短縮する取扱いができるとされました。待機期間については、保健所の指示に従って対応してください。

なお、本市では、保育・教育施設従事者向けの抗原検査キットを新たに購入し、配付する予定です。

詳細につきましては、別途通知します。

## 13 添付資料（保護者に配付してください。）

- (1) まん延防止等重点措置期間（令和4年1月21日から2月13日まで）における保育所等の対応について（依頼）
- (2) 雇用主の皆様へ（保護者から雇用主向けにお渡しするもの）
- (3) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について（厚生労働省リーフレット）
- (4) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金について（厚生労働省リーフレット）

※市ホームページの検索方法 【「横浜市 保育・教育 コロナ」で検索してください】

＜担当連絡先＞		
・本通知の全体的なことについて	子育て支援課事業調整係	671-4157
・地域子育て支援事業について	子育て支援課地域子育て支援担当	671-4157
・研修、感染症対策について	子育て支援課人材育成係	671-2397
・給食について	子育て支援課市立保育所係	671-2396
・園児の預かり、横浜保育室、行事等、一時保育事業について	保育・教育運営課	671-3564
・給付費、委託費について	保育・教育給付課	671-0202/0204
・利用料について	保育・教育認定課	671-0255
・年度限定保育事業について	保育対策課	671-4469